

クロスボウの所持が 禁止されます！！



東 広 島

編集発行
東広島警察署
082-422-0110

クロスボウ(ボウガンともいいます。)が使用された凶悪事件が相次いで発生したことを受け、銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正されました。

今後、この改正法が施行されると、クロスボウの所持が原則禁止されて許可制となり、不法に所持した者は、罪に問われることとなります(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)。

改正法は、令和3年6月16日から9か月以内(令和4年3月15日まで)の政令で定める日に施行されることとなります。

クロスボウの処分を検討されている方へ！！

警察署において無償で回収、処分します！

詳細は電話又は県警ホームページへ！

電話：警察本部生活安全総務課保安係
082-228-0110
東広島警察署生活安全課
082-422-0110



県警HPへのアクセスはこちら
のQRコードをご利用ください



みなさんは知っていましたか？

じつは YouTube に
広島県警察【公式チャンネル】
があるんです！！

広島県警察【公式チャンネル】には



- 広島にゆかりのある著名人からの防犯・交通事故防止メッセージ
- 少しでも癒されて欲しいな^^
広島県警察音楽隊の演奏！！

など、少しでもみなさんに役立ってほしいと動画を投稿しています！！

ぜひ、すきま時間にご視聴ください！！

<9月11日は警察相談の日>

警察相談専用電話の
短縮ダイヤル
「#9110」番に
ちなみ、毎年
9月11日を
警察相談の日としています。



緊急の対応が必要ではない

- 警察業務に関すること
- 詐欺に関すること
- 悪徳商法に関すること

などの相談は、

#9110番

のご利用をお願いします。

YouTubeで検索

広島県警

